



国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「**学生納付特例制度**」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修学年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

《**所得の目安となる計算式**》 **128万円（※）＋{扶養親族等の数×38万円}** ※令和2年度以前は118万円

学生納付特例の承認期間は4月から翌年3月までとなります。承認を受けた次の年度も在学予定で引き続き学生納付特例制度をご希望の場合は、申請が必要になります。

学生納付特例制度により、令和2年度に保険料納付を猶予されている方で、令和3年度も引き続き在学予定の方には、3月下旬に基礎年金番号等が印字されたはがき形式の学生納付特例申請書を送付しています。同一の学校に在学されている方は、このはがきに必要事項を記入し返送することで、令和3年度の申請ができます。（在学証明書又は学生証の写しの添付は不要。）

令和3年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付しますので、お近くの年金事務所にご連絡ください。

年金との関係は？

老齢基礎年金を満額で受けるためには、40年の保険料納付が必要ですが、原則として保険料の納付済期間（保険料免除期間を含む）が10年以上なければ、年金を受け取ることができません。

学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の年金額の計算対象となる期間には含まれません。

また、学生納付特例制度の承認を受けていれば、その期間は、保険料納付済期間と同様に障害基礎年金の支給要件となる対象期間に含まれます。

申請書の提出先は？

申請書の提出先は、住民登録している市区町村の窓口とお近くの年金事務所、在学する大学等の窓口です。

大学等の窓口で申請を行うには、在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、よく確認してください。

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

令和2年度住民基本台帳閲覧状況

令和2年度の住民基本台帳の閲覧状況は下記のとおりです。

期 間 令和2年4月～令和3年3月

閲覧件数 1件

☎ 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

令和2年度占冠村の情報公開制度の運用状況

令和2年度の情報公開制度の運用状況をお知らせします。

開示請求の処理状況

・請求件数 1件
・公開件数 1件
・非公開件数 0件
・不存在件数 0件

☎ 総務課総務担当 ☎ 56-2121

勤労者生活資金貸付金

区分	生活資金	教育資金
貸付の対象者 (右記要件に該当する方)	(1) 村内に住所を有している方 (2) 村内の事業所等に勤務している方 (3) 現在の事業所に1年以上勤務し、今後も引き続きその事業所等に勤務する方	
貸付限度額	100万円以内	300万円以内
貸付利率	年利2.81%	年利2.39%
償還期間	7年以内	10年以内
償還方法	原則として月賦均等償還	
信用保証、担保等	労働金庫の定めによります。	
利子補給	返済が約定どおりに履行されている場合、所定の貸付利率及び信用保証料率の合計額から1%を控除した率に相当する額を交付します。	

季節労働者生活資金貸付金

区分	生活資金	教育資金
貸付の対象者 (右記要件に該当する方)	(1) 村内に住所を有している方 (2) 就労する意志があるが、当面就労する機会がない方 (3) 貸付金の償還能力があると認められる方	
貸付限度額	30万円（1世帯を原則とする）	
貸付利率	年利3.31%	年利2.81%
貸付期間	11か月以内	
償還方法	一括償還又は月割償還 (ただし、1～5か月までは償還を据え置くことができます。)	
保証人	別に定める条件により、連帯保証人が必要です。	
利子補給	返済が約定どおりに履行されている場合、所定の貸付利率から2%を控除した率に相当する額を交付します。	

労働者のための貸付金制度 令和3年度 勤労者生活資金貸付金 季節労働者生活資金貸付金



占冠村では、村内に働く勤労者及び季節的に雇用される方の生活安定を図ることを目的として、北海道労働金庫富良野支店（以下「労働金庫」という。）による生活資金及び教育資金の貸付を行っています。

■申込手続・結果通知（共通事項）
①申込者は、労働金庫に借入申込書を提出します。
②労働金庫は、所定の調査及び審査を行い、貸付の可否を決定します。
③審査結果（貸付の可否）を申込者へ通知します。

【貸付問合せ先】
北海道労働金庫
富良野支店
☎（23）6000

「労働相談ホットライン」をご利用ください

労働条件や解雇、職場におけるハラスメントなどの労働問題でお困りのときは、「労働相談ホットライン」（フリーダイヤル（通話料無料））をご利用ください。労働問題に精通した社会保険労務士が相談をお受けしています。

平日夜間・土曜日の午後
にホットラインを開設していますので、お気軽にご相談ください。

フリーダイヤル
ハイ、ロードコール
0120(81)6105

相談受付…
月～金曜日 17時～20時
（祝日・12月29日～1月3日を除く）
土曜日 13時～16時
（祝日・12月29日～1月3日を除く）

